

吉野川市指定給水装置工事事業者 変更等の届出

令和4年10月31日

必ず提出する書類： 指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書			
※そのほか、変更事項によって次の書類が必要になります。			
	変更事項	提出物の一覧	備考
1	事業所の名称	誓約書	新しい証書と交換
		定款、約款のコピー(原本証明を忘れずに) (個人商店で上記書類がない場合は、「代表者の住民票の写し」)	
		変更後の事務所の内部・外部の写真 (建物遠景, 看板等, 営業実態が確認できるものを撮影)	
		登記事項証明書(原本を提出 コピー・原本証明不可)	
		「指定給水装置工事事業者証」	
2	事業所の所在地	変更後の事務所位置図	
		変更後の事務所の内部・外部の写真 (建物遠景, 看板等, 営業実態が確認できるものを撮影)	
		定款、約款のコピー(原本証明を忘れずに) (個人商店で上記書類がない場合は、「代表者の住民票の写し」)	
		登記事項証明書(原本を提出 コピー・原本証明不可)	
3	代表者氏名	誓約書	新しい証書と交換
		定款、約款のコピー(原本証明を忘れずに) (個人商店で上記書類がない場合は、「代表者の住民票の写し」)	
		登記事項証明書(原本を提出 コピー・原本証明不可)	
		「指定給水装置工事事業者証」	
4	役員の氏名	誓約書	
		登記事項証明書(原本を提出 コピー・原本証明不可)	
5	主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者証の写し	
	又は免状の交付番号		

※主任技術者を新たに選任、もしくは解任した場合の変更

「指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書」は不要ですが、次の選任・解任届出書が必要です。

1	新たに選任	給水装置工事主任技術者選任届出書 選任する者の「給水装置工事主任技術者証」の写し	
2	解任	給水装置工事主任技術者解任届出書	

※選任届出書と解任届出書は同じ用紙です。

※主任技術者が欠けた場合は、速やかに新たな主任技術者を選任し、届け出てください。